

新婚世帯を

最大

60万円

支援します

桜井市結婚新生活支援補助金

令和8年1月1日から令和9年3月31日までに結婚された新婚夫婦の住宅費用や引越費用など、夫婦双方29歳以下の場合は最大60万円、30歳以上39歳以下の場合は最大30万円を上限に支援します。

主な条件

- 夫婦の一方が県外から桜井市へ転入
- 夫婦ともに39歳以下
- 世帯所得が500万円未満　　等

※詳しい条件や提出書類については
こちらのホームページをご確認ください。

申請期間

令和8年5月1日から令和9年3月31日まで

※先着順です。予算に達し次第、終了します。

問い合わせ先

こども政策課
桜井市大字粟殿1000番地の1 保健福祉センター陽だまり
TEL　0744-42-9111（内線4＊2）